

(仮称)川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る
市議会意見と市の検討結果

(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る市議会意見と市の検討結果

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	全体	審議会では、学校規模についてをメインで議論し、基本方針を作成していました。来年度以降どのようにこの基本方針を運用されようと考えているのか教えてください。	パブリックコメントののち、今年度の方針を策定した後、継続して学年が単学級となっている学校については、地域や保護者と情報共有の場を設け、話し合いを進めて行きたいと考えています。
2	全体	平成29年、30年で統廃合の話が白紙になりました。平成28年度時点での4校の推計と令和4年度の4校の児童数との差異はどのように認識していますか。	緑台小学校、陽明小学校は単学級が発生する見込みでしたが、現状では発生していません。小学校の場合、35人を上回るかどうかで学級数は変わってくるため、正確に推計するのは難しいと考えています。そのため、今後は推計ではなく実態を見ていく方針です。
3	全体	推計は難しく、特にどれだけ生まれてくるかを予測するのは難しいと思っています。今現在は、小学校・中学校で12000人程度います。今後、出生数は市内全体で1000人をきっていきます。単純に1学年800人で9学年と計算すると、市内全体で小中学生は7200人となり、学校の規模もそういう規模の学校になっていくと思われます。各学校の児童数の今後の推計はとれているのかを確認させてください。	次年度以降の教室配置や備品などを検討する資料として作成しています。推計は算出していますが、あくまで推計であるので、混乱を生じることがないように公表することは控えています。
4	全体	30年後を見据えて市政を進めていく市長の方針がありますが、30年後を見据えてどのようにしていくのですか。縮小ではなく、縮充していくような学校運営をしていっていただきたいと思います。	統合等によって、施設の集約化を伴う大規模改修をする際には、現状を維持するだけではなく、多様な学びに対応できるような教室や校舎への環境整備も検討します。
5	全体	望ましい学校規模や小中一貫教育などでは、主にメリットのみ記載されています。審議会ではメリットもデメリットも議論されていました。この基本方針だけでは、情報が少なくてパブコメする側も意見表明しにくいのではないのでしょうか。市として意見表明しやすいようにどのようにしていくのでしょうか。	パブリックコメントのホームページにて、審議会での資料や議事録等を掲載しています。それを参考に意見をいただきたいと考えております。
6	全体	審議会ではわからない、居住している市民の意見が聞けるようにすべきだと思います。人数もグラフではよくわかりません。ホームページを見て意見表明ができるかは疑問が残ります。パブコメをとるときに、住民が意見を述べやすいように審議会の資料などを集約しておく必要があると思います。	ホームページに分かりやすい形で審議会の資料を掲載し、住民の皆さまが意見を述べやすいように努めます。
7	全体	学校のあり方というタイトルでは、市民の捉え方がいろいろ出てきてしまい、学校規模以外の意見も出てしまうのではないかと思います。他自治体では「学校の適正配置・適正規模」のサブタイトルがついているため、何の方針かがわかりやすいです。タイトルは変更できないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、市民の皆さまによりわかりやすい標題となるように「～望ましい学校規模を確保するために～」という副題を追記します。
8	全体	本市は、市長も子どもを大切にするとされており、こどもの参加条例もあるので、子どもとともに創る学校を考えていくべきです。新しい学校になるのであれば、アンケートだけでなく、どんな学校が良いのかということをごどもの意見をきいて進めてほしいです。	対象となっている保護者や地域の皆さまとの話し合いの際には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどして進めていきたいと考えています。意見の取り方や説明会の具体的な方法についても、保護者や地域の皆さまと相談しながら決めていきます。
9	全体	メインは子どもだと思っています。それから保護者、その先に地域があります。子どもたちにとって、どのような学びが良いか考えていただきたいです。また、広く地域の方の意見を吸い上げられるような体制作りをしていただきたいです。 学校の統合を進めるにあたって、前回は行政が主導で進めてしまっただけで白紙になったという意見もありました。前回と同じ進め方をするしかないような気もしますが、今回は基本方針が定まった後、どのような進め方のイメージがあるのでしょうか。	この基本方針が決定後、対象となる保護者や地域の皆さまと情報共有の場を持ち、教育環境を整えるために話し合いを進めていきます。誰と話し合いをするのかなどの細かい点についても各地域の皆さまと決めていきます。その後、統合が決定した場合は、統合の進め方についても地域の方々と話し合い、どのような形が最適かを決めていきたいと考えています。
10	全体	全国学力状況調査では川西市は全国平均であり、見劣りはしていないと思います。学力向上について川西市全体としてどう考えているのでしょうか。子育て世代に選ばれるまちとするためにも、この基本方針の中でも特色を指し示していただきたいです。	学校のあり方基本方針は今後のより良い教育環境作りに向けて、特に学校規模に焦点を当てて作成したものです。学力の向上に関しては、この方針には記載しておりませんが、ご意見として賜り、検討させていただきます。
11	全体	学校のあり方審議会の構成はどのような構成ですか。	審議会は7名で構成されています。学識経験者が3名おり、そのうち2名が大学教授で、もう1名が神戸市の教育委員会の方です。あとは、子育て、幼児教育保育の専門であり、保護者でもある方が2名、校長会の代表として、小学校長1名、中学校長1名となっています。
12	全体	地域の代表の方が入らなかったのはどのような理由でしょうか。	今回は、川西市全体の学校のあり方のルールとなる基本方針策定のため、特定の地域に限定したものではない方針となっております。そのため、学識経験者の立場で、まちづくりやコミュニティ専門の方を選出しております。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
13	全体	保護者代表でPTA連合の代表が入っていないのはなぜですか。	教育に限らず、様々な視点で議論を行いたいという思いから、子育て支援の活動などで幅広く活動されている実績を考慮し、2名の保護者を選出しました。PTAの形も変わってきているため、PTAの負担軽減などの観点から、あて職として依頼することはあまり適切ではないと考えています。
14	全体	審議会資料の小規模校や大規模校の懸念事項は一般論なのでしょうか。各校長が実態として書かれていることなのでしょうか。	審議会の中で代表校長が説明した資料については、各学校の現状を聞き取ってまとめたものであり、実態を反映した意見です。
15	全体	実態として、懸念事項が川西市の小規模校や大規模校にはあるということでしょうか。その実態に対応はしっかりできているのでしょうか。	各学校の工夫によって懸念事項については解決するように努力しています。
16	全体	工夫によって懸念事項に対応できるのであれば、急いで統廃合する必要はないのではないのでしょうか。これに対する考え方を記載すべきだと感じます。	現在は、小規模校の教育は教員の努力や創意工夫によって、望ましい規模と遜色ない形で教育が実施されています。しかし、これには相当な努力が必要となるため、トラブルが生じた場合は、学校運営が厳しさを増す可能性もあると考えています。また、教員の努力があっても、クラス替えができないというリスクは避けられない状況となります。 望ましい規模になれば、教員のリスク対応のための工夫のエネルギーを別の教育活動に回ることができると考えています。
17	資料1	パブリックコメントで、意見提出時に名前や住所などを必須としているところが見られますが、個人情報の取得に関して、市として何か決まりごとを持っていますか。 個人情報の部分で、「個人情報は公開しません」「これ以外には使用しません」と書かれていたり、書かれていなかったりする部分があります。住民の中からは、個人情報保護の部分で、個人情報が行行政に渡った後に、どのように処理をされるのかや、そこまで個人情報を書かないといけなければ意見表明はしないという声を聞くこともあります。個人情報を得るときは目的を明らかにして、どんな処理をされているのかをしっかりと伝えていただきたいです。	パブリックコメントにおける意見提出時に住所及び氏名を記載することにつきましては、参画と協働のまちづくり推進条例施行規則第3条第2項第3号で規定しています。 また、以前は記載を求めている性別については、人権擁護の観点から見直しをおこなうなど、適時必要性を検討し見直しを行っています。 住所、氏名につきましては、川西市民であることの担保として、また一定の責任ある意見としてご提出をいただくために必要であると考えていますが、ご意見のとおり意見提出のハードルとなる部分もあるかと思えます。 パブリックコメント実施にあたっては、個人情報を公開することはございませんが、個人情報の取扱いをはじめ市民の皆さまが感じるハードルを減らすことができるよう取り組んで参りたいと思います。
18	資料1	パブリックコメントの公表方法は、ホームページや施設での回答となっています。川西市には公式SNSや学校ではミマモルメもあります。SNSやミマモルメでも周知するのかお聞かせください。	公式SNSやミマモルメを活用し、保護者や子どもから意見をいただけるようお知らせしていきたいと考えています。
19	資料1	資料1にSNSやミマモルメでの周知のことを書き加えるのは想定していないということですが、この周知方法はSNSやミマモルメが始まる前の形式だと思います。これまでの方法にこだわらず、公表方法に加えるべきだと思いますので、公表方法に加えることを検討してもらいたいです。	意見提出の対象となる案の公表方法につきましては、川西市意見提出手続実施要領におきまして、市ホームページと公民館等の指定する場所での閲覧及び貸出についてを規定しております。 なお、パブリックコメントの周知につきましては、従前よりSNSを活用しての周知を実施しており、SNSに記載したリンクを経由して市ホームページ上で公表内容をご覧いただくようにしております。 ミマモルメの活用も含め、今後も多くの市民の方に届くような周知の工夫をおこなって参りたいと思います。
20	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	「学校のあり方を検討する際、学校には避難所、住民交流の場など、地域にとって重要な機能をたくさん含んでいることを考慮しますが、『子どもの学びの場』としての学校の機能を第一に考えて検討を進めていきます。」とありますが、ハードとソフトを明確に切り離して考える必要があると思います。子どもの学びの場としてのソフト面、地域や保護者、生徒児童にとつてのハード面は、両方大事だからこそ、前回と同じような姿勢でいったら停滞する懸念があります。「考慮します」の部分は、「認識する一方」とか、「認識するとともに」とかの表現が良いのではないのでしょうか。「子どもの学びを第一に」という表現も、「子どもの学びの場としての学校の機能に焦点を当て」程度の記載にするべきではないのでしょうか。 これから、学校運営のあり方が変化していく可能性もあります。そこをよく見ていかないと、時代にマッチしない建物になってしまう可能性もあると思います。	教育委員会としては、審議会の答申を尊重し、学校規模を検討する際には、まずは、子どもの学びの場という学校の機能を第一に検討していくという立場を明確にする必要があると考えています。
21	第1章 はじめに 2 川西市のめざす教育	1ページの2「川西市のめざす教育」の(1)「公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに」という言葉があります。これは具体的にどういうことでしょうか。	教育大綱に記載している部分であります。教育を通じて公平・公正な社会を創っていくことが公教育の役割であり、保護者の経済状況や家庭状況によって将来が決定づけられることがないように、教育を推進していくという考えです。
22	第1章 はじめに 2 川西市のめざす教育	教育大綱の部分ですが、2川西市のめざす教育のエ 学校運営をみんなで考える体制の構築に記載されているみんなとは誰のことですか。	教職員をはじめ、子ども、地域、保護者を想定しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
23	第2章 川西市の市立学校の現状 1 児童生徒数の推移	教育大綱でも意見を言いましたが、公教育の部分、経済状況で差がつかないように、部活動の問題など様々なことで危惧することがあります。川西市の学力保障はどういうものなのでしょうか、公教育はどういうことか、インクルーシブ教育はどういう位置付けしていくのかをしっかりと示すべきだと思います。 児童生徒数の推計は手元にあるとのことですが、公表するかしないかは別としてそれは大事な情報です。大和団地は世代交代が始まっています。大きく子どもたちの数が減った後、子どもたちが増えてきています。30年では語れません。40年50年で大型団地は考えていかないとはいけないと思います。北陵も30年たっているが、子どもの学校に上がる数が減ってきている。笹部のように何百件の単位で回復が進んでいく地域もあります。 また、北陵は中学校が建ちませんでした。東谷中学校に電車やバス、自転車で通っています。川西市は南から北に細長い地形です。それぞれの地域動態を見て学校のあり方を考えて欲しいです。学級規模に関しては、国も動くこうとしています。世界の学級規模は20から30人が主流となっています。学級規模が動く可能性があるということも考えて、早急に統廃合を進めて地域から学校がなくなるとまちづくりとして大変なことになると思います。 よって、推計は5年、10年では語れないと思います。30年、40年単位で将来の推計をみているという理解でよろしいですか。	ご意見のとおり、長期的なスパンでまちづくりを考えることは非常に重要だと考えています。一方で、現在の子どもたちへの適切な対応をするためには、それぞれの時期に応じた対応が必要です。そのため、5年程度の見通しの中で判断をしていくことが大切だと考えています。
24	第2章 川西市の市立学校の現状 2 学校施設の現状	1970年時と現在は、小学校の児童数が同じ程度となっています。その当時は7校あり、現状は16校あります。現在の学校を単純に7校にするのは無理だと思うので計画をどのようにしていくのかは、公共施設の計画と連携していかないといけないと思います。 公共施設の管理計画としての目標は減らしていくことであるが、今後9万㎡減らさないとはいえない状況です。そんな中で、約半分程度を学校教育施設がしているため、学校を減らしていく必要があると認識しています。そのあたりの関係性を教えて下さい。	公共施設管理計画については、学校のあり方とも情報共有しながら進めています。公共施設管理計画の中では、公共施設の延べ床面積を減少させる目標を定めており、学校も対象で4割程度をしめているため、減少していく施設の中の大きな要素となっています。ただしハード面だけで進めていくわけではありません。まずは、ソフト面として、学校のあり方を考えたうえで、今後、改修や建て替えとなったときには、将来の人口等も考慮して、施設を今後検討していきたいと考えています。
25	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	学年担任制を実施している学校数は市内で何校ありますか。	小学校で2校実施しております。
26	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	なぜ学年担任制を導入したかという点と、教員の確保が難しい面があったためだと思います。オの書き方にすると、同学年に複数の教員が配置できるからという良いものに見えます。学年担任制にも、メリットデメリットがあるため、そこを含めて記載して欲しいです。川西市の小規模校、大規模校のそれぞれのメリットデメリットを把握していますか。	それぞれ学校規模に特徴があるため、それをつかみながら教育活動を実施しています。
27	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	「ウ クラス替えができ、毎年、環境を変えることができるため、人間関係に困難さが生じたときも関係の再構築に繋げることができる。」とありますが、クラス替えによって、人間関係の困難さが生じたときの解決ができるのか疑問です。クラス替えだけでは根本の解決できないのではないかと考えます。困難さが出たときに、深刻になる前に解決するべきだと感じます。現在単学級のところでも工夫によって解決できているのであれば、ここの書き方も違和感を感じます。	各学校では、児童生徒間の人間関係に困難さが生じないよう、普段から様々な対応を行っています。しかし、それだけでは問題が解決しない場合もあります。その際に有効な手立ての一つとして、クラス替えを実施できることを記載しています。
28	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	審議会で小中学校長から望ましい学級規模について議論されてきました。理由としては個別最適な学習、保護者のニーズなどであり、大変重要な議論でした。現場の教員が望ましい学級規模はこうだと示しているのに、基本方針には国の基準に準拠するとして、結論だけでしています。すべてを書くのは難しいと認識していますが、学級規模は、望ましい学校規模の根本に関わる部分です。財政的な理由で国の基準からのスタートになると、はじめに書いてあるような子どもも第一に考えていく視点が薄まる感じがします。最終的には、結論の部分を書くとしても、川西市のめざす部分は、書いておいた方が良く感じるので、もう少し審議会の議論の部分も詳細に書いてもいいのではないのでしょうか。	ご指摘の通り、審議会の中では様々な意見が交わされました。しかし、最終的な方針をまとめる際にすべての議論を書き込むことは難しいため、結論の部分を記載しております。経緯を全て記載するのは困難ですが、ホームページでは基本方針に至るまでの経緯をできるだけわかりやすく資料を掲載するよう努めています。
29	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	校長会の方からは、本来は20～30人が望ましい学級規模だが、財政的な関係から国の基準の小学校35人、中学校40人という意見が出ていました。望ましい学級規模と国の基準とは乖離があり、川西市独自で実施するのは難しいという意見ですが、市単独でお金を出せば、少人数学級を実現することはできます。他の自治体では25人学級と決めて実施しているところもあります。できないわけではないと思います。その点についてはいかがでしょうか。	学校現場としてはクラスの人数が多すぎても少なすぎても支障があるため、20～30人程度が望ましいとの意見がありました。一方で、審議会の議論の結果、川西市独自で新たな基準を設けるのは教員確保の面などから難しいと考え、国の基準に準拠することが望ましいという意見になっております。 なお、今後も国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。
30	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	隣接校区校選択希望制度を使用している子どもたちの数はどのような状況でしょうか。	隣接校区校選択希望制度は、隣接する学校を理由如何問わず希望出来る制度です。直近の令和7年度入学にかかる申請者数は、小学校で44名、中学校で53名の申請があり、中学校小学校それぞれ1校ずつ抽選が生じている状況ではあります。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
31	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	通学距離などの配慮は明確にならないのですか。	隣接校区校選択希望制度は理由は問わないものとしています。一方で、就学校変更・区域外就学の手続きにおいて、小学校入学時及び転入時に限り、通学距離に関する項目を設けて対応しています。
32	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	学校まで30分から40分と長い時間をかけて通わなければいけない子もいます。そのような子は、個別に対応していると思いますが、子どもたちの実態を見て、通学しやすい距離とルートを考慮して、隣接校区校の制度も総括するべきだと思います。その通学への配慮を行えば、学級数が変わるのかもしれませんが。市としてはこのあたりは議論されていないのでしょうか。	本審議会では望ましい教育環境について学校規模、学級規模に焦点を当てて議論したので現行の校区に関して詳細な議論はしていません。ただ、隣接校区校選択希望制度については、校区審議会で制度検証しています。
33	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	「通学が子どもたちの過度な負担にならないような配慮をします。」と記載がありますが、どのような配慮がなされるのか説明を開けば分かりますが、パブリックコメントをとるときに、記載が抽象的で市民が理解しにくいと思います。様々な配慮の例の記載があれば分かりやすいです。	置かれている状況によって様々な配慮が考えられるため、具体的な記載は難しいと考えています。実際に行っている例としては、遠距離通学への補助や公共交通での通学の許可などが考えられます。
34	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	通学距離の配慮とありますが、黒川地域の交通費補助や公共交通機関等の使用を認めることは配慮とは思いません。通学補助を出すとか通学バスを運行するのが適切だと考えています。保護者の金銭的負担を減らすべきです。いつも国の基準の4キロ、6キロを引き合いに出しますが、これは最低ラインのため、もっと配慮をするべきです。教育基本法には、公教育をどう補償していくのか、地域によって配慮することなども明確に書かれています。近隣の市町では、統廃合の場合、交通費の補助やスクールバスを運用することも明確になっています。しかし、川西市では通学の配慮という言葉は使用しているが、具体的に議論がされていません。教育委員会として通学距離・通学時間への配慮として、通学費の補助やスクールバスの運用などの議論にはなっていないのでしょうか。	一定負担が生じている地域があるのは把握しています。ただし地域によって公共交通の有無などもあるので交通費補助などの個別具体的な対応を検討しているわけではありません。ただ、3章2(4)望ましい学校規模に向けた留意事項 ウ 登下校の部分に記載しているように、統合等によって通学距離や通学時間の負担が増える場合は、公共交通機関等の利用など、通学手段についても柔軟に検討が必要だと考えています。
35	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	小規模校、大規模校の記載がないため、市民の方の認識のズレがないように6ページの部分に定義を記載して欲しいです。	ご意見を踏まえ、小規模校、大規模校の定義を追加します。
36	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	小規模校に関しては対象校が地域や保護者と話し合い、統合等の方向性が明らかになることがわかりませんが、大規模校は子どもたちが減っていくであろうからほっておくと読み取れます。この基本方針が、小規模ばかり強調されるように感じます。けやき坂や北陵のように、地域に中学校がなく、その生徒が通っている学校が大規模校になっているという現状があります。その現状も含めて、審議会では学校のあり方を議論しているのですか。	審議会の中では学校規模に焦点を当てて審議しています。また、ご指摘いただいた点についても議論しております。
37	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (2) 望ましい学校規模を実現するための方策	校区の変更や学校の統合について書かれており、パブリックコメントや対象となる地域や保護者の方への説明はすることはわかりましたが、当事者であり、最も影響をうける児童・生徒への説明や意見表明の場についてどう考えていますか。 小1から中3まで児童生徒の理解の幅もあり、地域によって違いもあります。単にアンケート調査を行うのではなく、向き合って意見を聞き、理解いただくよう進めたいと思います。これは、子どもの権利条約に影響を及ぼします。すべての子どもに意見を表明する権利が保障されています。ただ聞くのではなく、意見が尊重され、改善に向けて考慮するようにしてほしいです。	対象となっている保護者や地域の皆さまとの話し合いの際には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどして進めていきたいと考えています。意見の取り方や説明会の具体的な方法についても、保護者や地域の皆さまと相談しながら決めていきます。
38	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (2) 望ましい学校規模を実現するための方策 ア 校区の変更	「校区を変更することによって、隣接する双方がそれぞれ望ましい学校規模となる場合は、校区の変更を検討します。」と記載がありますが、現時点で具体的な地域の想定があるのでしょうか。審議会では、川西市の校区や現状を見て、大規模校や小規模校になっていつている地域を見据えながら議論をした上で、審議会の意見としてまとめたものではないのでしょうか。校区の見直しがあるのかと思っている地区がどのあたりなのか教えていただきたいです。	具体的に川西市の中で想定している校区があるわけではありません。望ましい学校規模を実現するために、校区の線引きを変更することにより、両校がともに望ましい学校規模に近付く一つの方策として記載しています。 審議会では市内の学校の現状は説明していますが、望ましい教育環境を実現するためにどのような学校のあり方が良いのかを諮問しているため、具体的に特定の学校や地域についてどうしていくかという議論はしておりません。
39	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育	「小中一貫教育とは」「インクルーシブ教育とは」という主語がないため、主語を付けていただきたいです。	ご意見を踏まえ、「小中一貫教育とは、小・中学校がめざす子ども像を・・・」、「インクルーシブ教育とは、人間の多様性を尊重し、・・・」と記載を変更します。
40	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	小中一貫教育は統合をする際に視野に入れて取り組んでいくものなのか、市内全体として小中一貫を進めていくのかどちらでしょうか。また、施設一体型の義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校の導入を検討するとは、例えば小学校が統合されて小中一貫教育となると、小学校と中学校ともに施設を更新するということも検討されているのでしょうか。	7ページに記載している通り、仮に統合の選択肢があるとすれば、それをきっかけにして様々な案が考えられるため、その一つの案としてハード面も含めて施設一体型の小中一貫教育の検討を進めていこうと考えています。全市的には小中連携教育を推進しているため、引き続きその取組みを推進していきます。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
41	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	「統合後の学校において、小中一貫教育の教育効果を期待できる場合、施設一体型の義務教育学校又は小中一貫小学校・中学校の導入を検討していきます。」とありますが、統合のある中学校区のみ小中一貫教育を進めていくのですか。小中一貫教育は効果があるとわかったら統合しない中学校区でも進めていくのかどちらですか。	地域によって学校規模や施設の立地が異なるため、一律で小中一貫教育を進めることは難しいと考えています。小中一貫教育に関しては教育課程の部分や教員の連携の部分で多くのメリットがありますが、施設面も密接に関係してきます。例えば、大規模校同士の小中一貫教育や施設分離型での小中一貫教育では、効果が限定的になると考えています。 したがって、統合等を機に施設一体型の小中一貫校が実現できるのであれば望ましいと考えています。まず、第一段階として、そのような学校ができれば、その教育効果を見ながら次のステップを検討していきたいと考えています。
42	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	小中一貫教育を進める中学校区と現状の小中連携教育を実施していく中学校区があるということと間違いはないでしょうか。	最終的には、市内全体で小中一貫教育を実施できればいいと考えていますが、学校規模などの状況を見ながら、段階的に検討していきます。
43	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	「子どもたちの学習意欲や定着に合わせて学習内容の組替えを行い」というのは、個別で行うのでしょうか、クラス単位、学校全体で行うのでしょうか。	両方考えられると思いますが、ここで記載しているものは、学校全体での組替えをイメージしています。学年のカリキュラムを組む際に関係するので、学校単位で考えています。
44	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	教員の確保について、小中一貫教育では小学校と中学校の両方の免許を持っていないといけなとと把握していますが、その場合、教員は確保はできるのか教えて下さい。	義務教育学校となった場合でも、現時点では、どちらかの免許しか持っていないでも指導可能なため、問題はありません。今後、変更される可能性もありますが、教職員の配置は県の役割であり、県下全域での調整になるため、教員確保は可能であると考えています。
45	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	「川西養護学校についても、在籍する児童生徒が、地域や他の小・中学校とつながり、日常的に交流しやすい教育環境の整備を進めます。」とありますが、小規模校の統廃合とからめて進めるのか、それとは別に、川西養護学校単体としていろんな学校とつながるために教育環境の整備をすすめるのか教えて下さい。	基本的には学校のあり方を考えていく際に、インクルーシブ教育の観点を大事にしていこうという趣旨での記載であります。個々具体的なお話ではありません。 ここに記載しているのは、今後、望ましい学校規模を実現するための方策を検討する段階において、川西養護学校との交流をより進める形で検討できないかという趣旨で記載しています。
46	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 ア 児童生徒への配慮について	統合に向けての配慮事項の部分だと感じますが、大人が決めていく考え方そのままだと感じます。子どもの意見表明に関しては別の条例の部分かもしれないですが、児童生徒への配慮についてという項目のため、大人から見た部分だけでなく、子どもの意見表明が大切なので、意見表明の部分も入れて記載した方がいいのではないのでしょうか。	対象となっている保護者や地域の皆さまとの話し合いの際には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどして進めていきたいと考えています。意見の取り方や説明会の具体的な方法についても、保護者や地域の皆さまと相談しながら決めていきます。
47	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 ウ 登下校について	第6回審議会資料の時にあった登下校の「安全」という言葉がなぜなくなったのでしょうか。登下校の安全は大事なことであるため、残すべきだと考えます。	審議会委員から登下校の負担への配慮についても記載して欲しいとの意見がありました。そのため、「統合等によって通学距離や通学時間の負担が増える場合は、公共交通機関等の利用など、通学手段についても柔軟に検討します。」と書き加え、標題としては安全面だけではないとなることから変更しています。なお、登下校の安全についての記載は、前回の資料と変更していません。
48	第4章 基本方針の見直しについて	基本方針の見直しについてですが、基本方針の期限はいつまでになるのでしょうか。	9ページに記載している通り教育大綱の改定に合わせて見直しを行っていきます。